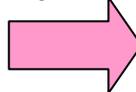


上限管理者(利用者負担月額を管理する事業者)

1 グループホーム
ケアホーム
宿泊型自立訓練
入所施設 } いずれかを
利用している。
※上限管理の届出
は不要。

はい



上限管理者になるのは
グループホーム
ケアホーム
宿泊型自立訓練
入所施設

いいえ

2 各種相談支援のいずれかの支給決定を受けて
いる。

はい



各種指定相談支援事業所

いいえ

3 生活介護・自立訓練
就労移行・就労継続 A
就労継続 B } いずれかを
利用している。

はい



生活介護事業所
自立訓練事業所
就労移行支援事業所
就労継続支援 A 型事業所
就労継続支援 B 型事業所

いいえ

4 複数の訪問系サービス(例.居宅介護と行動援
護)を同一事業所で利用している

重度訪問介護
居宅介護
同行援護
行動援護 } いずれかを
利用している。

はい



次の優先順位で
上限管理者となります。

- ① 複数のサービスを提供
している訪問系事業所
- ② 重度訪問介護事業所
- ③ 居宅介護事業所
- ④ 同行援護事業所
- ⑤ 行動援護事業所

いいえ

5 移動支援を利用している

はい

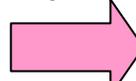


移動支援事業所

いいえ

6 短期入所
日中一時支援 } いずれかを利用している。

はい



短期入所事業所
日中一時支援事業所